

議案第10号

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の制定について

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の徴収根拠等を規
定するため、この条例を定めようとする。

関市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し
利用者が負担する費用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年
法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号
及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況
その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）
は、それぞれ当該規定の政令で定める額に100分の80を乗じて得た額を限
度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、法附則第6条第4項の規定により、保育所（市立保育所を除
く。）から保育を受けた子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給
認定保護者等」という。）から前条に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、市立保育所から保育を受けた子どもの支給認定保護者等から、利用
料として前条に定める利用者負担額を徴収する。

(延長保育料)

第5条 市長は、市立保育所において延長保育を受けた子どもの支給認定保護者
等から規則に定める延長保育料を徴収する。

(利用者負担額等の通知)

第6条 市長は、利用者負担額及び前条の延長保育料（以下「利用者負担額等」
という。）の額を決定したとき又はその額を変更したときは、当該支給認定保
護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設（市立保育所を除
く。）の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。

(月途中入退園・所に係る利用者負担額等)

第7条 月途中の入退園・所に係る利用者負担額等は、日割り計算によるものとする。ただし、算出された額が100円に満たないとき及び算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(利用者負担額等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額等を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納期)

第9条 第4条及び第5条の規定により徴収する毎月分の利用者負担額等(次条において「市長が徴収する利用者負担額等」という。)の納期は、毎月末日とする。ただし、12月については25日とし、日額の区分による延長保育料については、利用日までに納付しなければならない。

(既納の利用者負担額等)

第10条 既納の市長が徴収する利用者負担額等は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(関市保育の実施に関する条例の廃止)

2 関市保育の実施に関する条例(昭和62年関市条例第3号)は、廃止する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

3 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額に100分の80を乗じて得た額を限度として、規則で定める。